

機械設備工事仕様書

I 工事概要

1. 工事場所
2. 地域地区 ()
3. 敷地面積 m2
4. 建物用途
5. 棟別概要

No.	建物名称	工事種別	構造	階数	耐火区分	消防法の区分	建築面積 (m2)	延面積 (m2)
1	○ ○ 棟	改修	RC	3	準耐火建築物	(7)	1,000.00	1,000.00
2								
3								
4								
5								
6								
7								
合 計							1,000.00	1,000.00

6. 工事種目 (○印を付したものが該当)

	1	2	3	4	5	6	7
空調調和設備							
換気設備							
自動制御設備							
衛生器具設備							
給水設備							
排水設備							
給湯設備							
消火設備							
ガス設備							
浄化槽設備							
エレベーター設備							
建築工事							
電気設備工事							

7. 設備概要 (改修の場合は工事対象を示す。) (○印を付したものが該当)

空調設備	空気調和方式等 ・ 空気調和 (・ パナソニック方式 ・ フォンクレスト ・ ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式) 主要熱源機器 ・ 空気熱源ユニット ・ 2階パナソニック空気調和機 ・ パナソニック形空気調和機 ・ ダクトレスパナソニック空気調和機 ・ フォンクレスト ・ 吸収冷凍温水機 ・ 吸収冷凍温水機ユニット ・ 鋼製ボイラ ・ 鉄製ボイラ ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)
換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気
排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) ・ 適用法規 (・ 建築法 ・ 消防法)
自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)
衛生設備	給水方式 ・ 水道直結 ・ 高層タンク ・ ボンプ直送 ・ 水道直結増圧 排水方式 建築物内の汚水と雑排水 (・ 合流 ・ 分流) ボンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無 放流先 汚水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途併
給湯設備	・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無 ・ 熱源 (・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)
消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連絡送水管 ・ 屋外消火栓 ・ 2階以上 ・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連絡放水装置 ・ フード等簡易自動消火装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 (・ 窒素) ・ 100%物消火機 ・ 消火器 ・ 無
ガス設備	・ 都市ガス 種別 (・ MJ/㎡N) ・ 液化石油ガス
浄化槽設備	・ 有 (・ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無

II 工事仕様

- 1 共通事項
(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準(機械設備工事編) 令和7年版」(以下「標準図」という)による。
ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。
(2) 電気設備工事及び建築工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

- 2 特記事項
(1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印を適用する。
○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
○印と*印のある場合はともに適用する。

章 項 目 特 記 事 項

章 項 目	特 記 事 項
1 適用基準等	・ 消防設備等の技術基準 (第9次改訂版) (全国消防長会中国支部編) * 営繕工事写真撮影要領による 工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編 令和5年版 一般社団法人公共建築協会 編集 国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修
2 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~6)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~6)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 6) 材料及び検査剤等の材料が7日以内で確保できること。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(最新版)」及び「同設備機材等評価名簿(最新版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。

章 項 目 特 記 事 項

3 環境への配慮	本工事において、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、現行の「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。
4 官公署その他への届出手続等	標準仕様書によるほか、液化石油ガス設備工事を施工する際は事前にガス供給事業者に着手前説明を行い、完了時に完成図を提出すること。
5 電気保安技術者	電気保安技術者を工事現場におき、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
6 現場事務所	・ 設置できる ・ 敷地内 ・ 敷地外(設置可能場所:) ・ 設置できない
7 工事用電力、水	構内既存の施設 工事用水 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない 工事用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない
8 発生材の処理等	・ 引き渡すを要するもの ・ ガス化びびび(PCB)廃棄物 () ・ 現場において再利用を図るもの () ・ 有価物 () 産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものは下記による。 項目 品目 搬出場所 距離 (Km) 区分 (有・無) 処分費 (有・無) 再資源化の有無等 ・ 2階以上 ○〇〇〇町 有 ・ 2階以上 有 特定資 及び現場から 有 取扱い 成る廃資材 ・ 木材 有 特許資 〔 ・ 廃石等 〕 有 取扱い 産廃物 ・ 金属くず ・ 廃材 その他 ・ ガスくず

家電リサイクル法の対象機器及びびびび排出抑制法に該当する廃棄物は適切に処理を行うこと。

- 9 交通安全管理
以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。
配置する位置は別に図示する。

名 称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等
交通誘導員A		
交通誘導員B		
交通管理員		

(注) 取扱いは「営繕工事における交通誘導員等の取扱基準」(「営繕部HP掲載)による

- 10 技能士の適用
* 技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用を努めること。

- 11 工事写真
下記ものを提出する。
仕様は、鳥根県営繕工事写真取扱要領による。

品 名 ・ 仕 様	提出部数
* 電子データ (CD-R等) (写真管理ソフト、工事写真、完成写真、完成写真集、参考図等)	1 部

- 12 完成時の提出図書
下記ものを提出する。
仕様は、鳥根県営繕工事完成図書取扱要領による。

品 名 ・ 仕 様	提出部数
* 情報共有システムで処理を行った営繕工事事業の電子データ (CD-R等) (情報共有システムを使用した場合のみ) * 各種媒体での納品が困難な場合は受発注者間協議により決定する。	1 部

- 13 完成図
下記ものを、竣工後15日以内に提出する。
仕様は、鳥根県営繕工事完成図取扱要領による。

品 名 ・ 仕 様	提出部数
補 写 図 表 紙 * 竣工図 * 製本データ (・ A3縮小版) 白焼 * 図 表紙 (・ 1/24縮小紙 (383×243)) * 電子データ (竣工図、施工図) (CD-R等)	1 部

製本の取りまとめについては監督職員の指示による。
設計に関するCADデータは貸与するが、著作権者は、鳥根県にある。
なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。

章 項 目 特 記 事 項

書 類 名	提出部数
建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による) 機器取扱説明書 機器性能試験成績書 官公署届出書類 総合試運転調整報告書 その他監督職員が指示するもの	* 1部 ・ 公署届出書類 ・ 総合試運転調整報告書 ・ その他監督職員が指示するもの
建築物等の利用に関する説明書の電子データ (CD-R等)	* 1部

- 14 保全に関する資料
装置全体の施工完了時に、下記の総合試運転調整を行う。
・ 流量調整
・ 水量調整
・ 室内外空気の温度度の測定
・ 室内気流及びじんあいの測定
・ 騒音の測定
・ 飲料水の水質検査

- 15 総合試運転調整
・ 一般飲料水適格検査 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく16項目)
対象工事 飲料水に関する水栓及び埋設配管更新工事
・ 一般飲料水適格簡易検査 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく11項目)
対象工事 上記一般飲料水適格検査以外の工事
・ 水道法施行規則による水質検査
・ 雑用水の水質検査
測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数は監督職員の指示による。

- 16 図形表示
機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
型番変更等により参考型番が変更または廃止されている場合、参考型番の同等品とする。

- 17 電気容量及び機器電力表示
原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。

- 18 監視カメラの設置
「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」(経済産業省令和5年3月改訂)による。
外部ネットワークと接続するシステム
・ 有 (対象設備:) ・ 無
外部ネットワークとの接続する面所の不正アクセス防止対策
・ フォークレム ・ 統合脅威管理 (UTM)
盤及びサーバの錠の鍵
・ 製造者標準鍵
・ 錠の指定者: 対策機器 ()

- 19 足場
「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省令和5年12月改正)による。
・ 本工事で設置する (図参照)
・ 建築工事設置の足場を利用

- 20 保温
1) 給水管、給湯管、排水管の保温は下記の部分を除き、24時間保温とし、施工順序は標準仕様書による。
① 暗室内及び屋外露出給水管の保温は、24時間保温と
する。
② 多湿箇所及び屋内露出排水管の保温は、24時間保温と
する。
③ 準耐火構造の防火区画を貫通する給水管、排水管及び給湯管の保温は24時間保温とする。
2) 2階以上転がし排水管(耐火2層管を除く)は、24時間保温とし、保温厚が確保できない場合は、24時間保温材同等の性能を有する製品を監督職員の承諾のうえ使用できる。
ただし、ユニット配管は耐火2層管とする。
3) 一般ダクトの保温は、24時間保温とする。
4) 機器の保温は、24時間保温とする。
5) 冷媒管に断熱被覆配管を使用した場合の外装材は下記による。
屋内露出
・ 保温化配管 (・ 樹脂製)
・ 断熱被覆 (・ 断熱被覆)
屋外露出
・ 保温化配管 (・ 樹脂製)
・ 断熱被覆 (・ 断熱被覆)
・ 断熱被覆 (・ 断熱被覆)
6) 機器から外壁までの排気管の保温
・ 有 ・ 無
7) 合成樹脂管が (冷媒管以外の管)
・ 1 (2階以上) ・ 2 (2階以下)

- 21 塗装
塗装は標準仕様書第2編3.2及び図示による。
残りねじ部及びパイプの接続部の鉄面は、さび止めペイント塗りを行う。
下記の場所は塗装しない。
* 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場

- 22 再使用機器
取外し再使用する機器は清掃及び緑地抵抗測定の上取付ける。

図面番号	工 事 名	図 面 種 別	縮 尺	設 計 ・ 年 月	担 当 者
()		仕様書 1			設 計 者

